平成２３年（フ）第５６号
熊本県天草市志柿町4659番地１
債務者　有江　慶太
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２８０２号
横浜市戸塚区戸塚町2751番地１　ディアコート戸塚203号
債務者　目野　泰行
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８０３号
横浜市戸塚区戸塚町2751番地１　ディアコート戸塚203号
債務者　目野　美聡（旧姓奥山）
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８９号
静岡県浜松市北区新都田２丁目33番10号
債務者　浅沼　　稔
１　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
島根県浜田市三隅町井野ニ422番地２、申立時の住所島根県浜田市西村町385番地
債務者　鳥井　泰江
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２２年（フ）第１３６号
千葉県茂原市早野516番地11、債務名義上の住所島根県大田市仁摩町宅野172番地３
破産者　藤間　克典
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月27日午後１時30分
平成23年12月８日　千葉地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成１８年（フ）第４５０１号
名古屋市千種区今池５丁目11番18号
破産者　株式会社エフワン
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４３８号
長崎県南島原市有家町石田2704番地１
破産者　株式会社島原工務店
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５１９号
札幌市北区新琴似町1003番地８、商業登記簿上の本店所在地札幌市手稲区前田８条15丁目12番22号
破産者　有限会社エヌジーアイ永井興業
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３００号
群馬県太田市富若町670番地１
破産者　吉澤水道株式会社
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５５７号
愛知県小牧市大字北外山3901番１
破産者　真誠工業株式会社
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０号
鳥取県米子市角盤町１丁目14番地
破産者　有限会社三浦硝子店
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第８５３号
岡山市北区西山内1956番地
破産者　葛原　眞人
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９５号
東京都町田市三輪町216番地５
破産者　國井　祐二
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１１号
広島県尾道市因島中庄町726番地１
破産者　有限会社丸辰建材
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
広島県府中市中須町1129番地の２
破産者　株式会社ラナック
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第５６号
広島県三次市十日市西１丁目15番７号
破産者　株式会社ラインビル
１　決定年月日　平成23年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１８号
富山県射水市津幡江656番地
破産者　カワセ工業株式会社
１　決定年月日　平成23年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部